

「第3回アドバイザー会議」における評価区分及び評価内容

調書番号:1 事業名: 土地取引届出等市町村事務費交付金

アドバイザー	評価区分	評価内容
小口アドバイザー	「要改善」	<p>期限内届出率を成果指標に設定したことは適切な対応であった。期限内の届出率改善のために、どうしていくのか、もう一度事業全体を見直していただきたいということから「要改善」とした。</p> <p>具体的な改善のポイントとしては、当県の期限内届出率の5年間平均は65.1%であり、全国平均及び近隣10都県の平均を下回っている状況であることから、まずは、この近隣10都県の平均を成果目標として取り組んでいただきたい。これが第1点目。</p> <p>第2点目は市町村によって期限内届出率に差があるということなので、その格差是正をするため、期限内届出の率が高い市町村のやり方と仕組みを情報収集し、それを生かして率の低い市町村の個別指導をお願いしたい。</p> <p>第3点目は、予算の配分の仕方について、実際に手間のかかる業務を1件いくらという単価設定をし、もう一つは期限内届出率を基準にした配分を加え、全体として成果向上に結びつく予算配分を再検討していただきたい。</p>
五味アドバイザー	「要改善」	<p>一定面積以上の土地の取引については、引き続きその利用目的等を審査する必要があると思われる。また、その事業を行う市町村に交付する事務費の算定式について、自主点検シートの「見直しの必要性」欄にあるように 実情に沿ったものに変更していただきたい。</p> <p>無届、遅延への対応として、届出制度の周知を図る手段を更に考えていただきたい。先日申し上げたように法務局などの届出機関への協力依頼などをして周知を図っていただきたいと思う。</p> <p>複数回届出を勧奨しても届出を行わない者に対する対応、これについても検討をお願いしたい。従わなくても何も対応がなされなければ、改善がなかなか進まないのではないかと思う。</p>

諸平アドバイザー	「要改善」	<p>平成24年度の内部評価で交付金を一部削減し、平成26年度の内部評価でも無届取引等把握調査事務を算定基礎に加えるように算定方法を改めたということだが、そのうち、均等割部分については、大規模な土地取引の実態のない市町村にも交付されており、実際の業務量を反映した交付となっていないと思われる。</p> <p>国土利用計画法の適正な運用という目的のために無届取引等把握調査を行うことは情報収集、現地調査に労力がかかることから、引き続き助成が必要と思われる。</p> <p>自主点検シートの「事業の内容」欄にある、交付額の算定の(ア)の均等割を廃止し、他県と比べて低い期限内届出率がアップするように(イ)、(ウ)の件数割額を業務量を反映した交付となるように見直していただきたい。</p>
----------	-------	---